

東葛モラルアップ通信 ・ 令和5年9月号



「チーム東葛飾 すべては子供たちの未来のために！」

～変革と創造～

東葛飾教育事務所・モラルアップ推進会議



今月のテーマ

「わいせつ行為・セクシャルハラスメントについて」

今月のモラルアップ通信は、「わいせつ行為・セクシャルハラスメント」について取り上げます。6月に、令和4年度セクシャルハラスメント及び体罰に関する実態調査結果について各学校に通知がありました。令和3年度の実態調査の結果と比較しながら振り返ってみましょう。

令和4年度セクシャルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果より

セクハラと感じ不快であったと回答した児童生徒の人数

年度	令和4年度			令和3年度		
	回答者数	セクハラと感じ不快であったと回答した人数	児童生徒100人当たりの人数	回答者数	セクハラと感じ不快であったと回答した人数	児童生徒100人当たりの人数
高等学校	85,273	172	0.20	84,037 (県立のみ)	174	0.21
特別支援学校	5,720	10	0.17	5,564	15	0.27
中学校	110,196	164	0.15	115,108	136	0.12
小学校	227,239	78	0.03	236,351	56	0.02
合計	428,428	424	0.10	441,060	381	0.09

(千葉県教育委員会)

セクハラと感じ不快であったと回答した児童生徒の人数ですが、県内で424人の回答がありました。令和3年度の381人から43人増加しています。

主な回答は「容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった。」「不必要に身体に触られ、不快であった。」「『男のくせに、女のくせに』等と言われ不快であった。」でした。

前年度より増えていることを重く捉えていくとともに、不快と感じている児童生徒の気持ちに寄り添った対応が必要となります。

【最近の事例から】

《懲戒処分 免職》

「姿勢の指導」として、女子児童を自分の膝の上に座らせ、体を引き寄せて、胸を触った。

事例と同様のことがご自身の学校で起こったときのことを想定してみてください。児童生徒や保護者、地域、教職員への影響はどのようなことが考えられるでしょうか。不祥事を自分事として捉え、職員全体で不祥事根絶について考えることが「根絶」への第一歩です。

わいせつ・セクハラセルフチェックシート

では、実際にわいせつ・セクハラセルフチェックシートを行って自分自身を振り返ってみましょう。



(守られていれば をお願いします)

- 特定の児童生徒に対して、特別な感情を抱いていない。
- 同じ職場の教職員が、特定の児童生徒に対して指導や接触を不自然に繰り返していると感じた場合、管理職に相談している。
- 児童生徒の身体に不必要に触れていない。特に、マッサージなどと称して身体に触れることはない。
- 相手が不快に思うか否かは関係なく、容姿、年齢、恋愛・性的な経験にすることやわいせつな言葉などの発言はしていない。
- 相手が性的な誘いをはっきりと断らないことは、同意を意味しているわけではないことを理解している。
- 児童生徒に対し、SNS等で私的なやりとりをしたり、自家用車に乗せたりしていない。
- 児童生徒を、私物のスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影していない。
- 性に関する受け止め方は、多様であることを認識している。
- 「児童生徒や保護者との信頼関係があるので、この程度であれば許容されるだろう。」という思い込みを基に行動していない。
- 同僚や管理職とのコミュニケーションを積極的に取っている。
- 児童生徒からの相談等や生徒指導上の諸問題は、一人で抱え込むことなく、教職員集団で情報を共有し、チームで対応している。
- 絶えず自省し、前例や慣例にとらわれないで時代の変化に適應できるようアップデートしている。
- 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（R4.4.1 施行）」の第2条（定義）にある「児童生徒性暴力等」について理解している。
- わいせつセクハラを含めた不祥事根絶に向けた校内研修等で配付された資料等を振り返りができるように手元に保管している。

このチェックシートは「東葛モラルアップ通信・令和4年10月①号」と内容を同じにしています。わいせつセクハラに関して、日頃から振り返ることが大切です。

リーフレット

わいせつな行為の根絶に向けて

～教職員一人一人の自覚にかかっています～

(令和4年3月 千葉県教育委員会)

はお手元にありますか？

すべては みんなの 笑顔のために

「スマイル」をスローガンに、ともにモラルの高い職場をつくっていきましょう。

わいせつな行為の根絶に向けて
～教職員一人一人の自覚にかかっています～

すべては みんなの
笑顔のために

千葉県学校モラルアップのスローガン

「スマイル」



- ス** すべての子供たちは
- マ** まっすぐ見えています
- イ** いつも教えてもらう頑張り先生方の
- ル** ルールを守る姿と日頃のマナーを

教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって困難を帯びる精神的被害その他の心身に重大な被害を与えるものです。本県（千葉県を除く）において、わいせつセクハラ行為により懲戒処分（教職責任を除く）を受けた教職員は、平成30年度より、令和元年度から、令和2年度で4名となり、増加傾向となっています。

教職員等によるわいせつな行為に対しては、厳罰化を求める声が強くなってきており、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年4月に公布されました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針について（通知）」（文部科学省令和3年9月15日）では、「児童生徒等に対してわいせつ行為に当たる態様については原則として懲戒免職とすることや告発を躊躇なく行うことを徹底する。」旨が示されました。

学校にかかわるすべての人たちが、笑顔で日々の生活を送ることができるよう、わいせつ行為の根絶への決意が必要です。

教職員の 信 頼 を守るために

千葉県教育委員会 令和4年3月